

資料3 まちづくり委員会（他市比較）

項目名		検討案		武蔵野市		狛江市		多摩市		備考
名称		稲城市まちづくり委員会		武蔵野市まちづくり委員会		狛江市まちづくり委員会		多摩市街づくり審査会		
所掌事務	(1)協働による課題解決制度に関する事項	義務	(1)市長の求めに応じ、市のまちづくりに関して市長に意見を述べるができる。 ・地区まちづくり計画の認定 ・景観まちづくり協定の登録	可能 可能	(1)諮問に対する答申 ・地区まちづくり協議会等の認定 ・地区まちづくり構想の提案に係る意見 ・地区まちづくり計画の案の作成、決定	義務 義務 義務	次に掲げる事項に関して審議、答申、意見、提案することができる。 (1)地域街づくり協議会等の認定 (2)地域街づくり計画等の認定 (3)街づくり促進地区の指定、見解書の作成 (4)都市計画の提案等に関する事項	義務 義務 義務 義務	・稲城市は、地区まちづくり等に関する制度は設けない。	
	(2)大規模土地取引行為に関する事項	義務			・大規模土地取引行為の届出に係る助言	義務	(5)大規模土地取引行為の届出に係る助言	義務		
	(3)開発事業に関する事項	規定なし						(6)開発事業に関する事項	規定なし	・開発事業に関しては、原則的には委員会に意見を求めることは想定していないが、稲城市の開発の動向は把握してもらうために、項目として入れている。
	(4)特定事業者に対する指導、助言	義務				・大規模開発等事業の届出に係る助言	可能	(7)大規模開発事業に対する指導書	義務	
						・表彰	義務	(8)表彰に関する事項	義務	・表彰の規定なし
	(5)調整会の開催に関する事項	主宰	(2)調整会の主宰	主宰	(2)調整会の開催 (3)構想検討会の開催	主宰 主宰	(9)調整会の開催に関する事項	主宰		
								(10)多摩市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例に規定する建築物の高さの最高限度の特例認定に関する事項 (11)市が定める多摩都市計画高度地区に係る特例の認定及び許可に関する事項	可能 可能	・特例の規定なし ・絶対高さ制限なし
(6)その他市長が市のまちづくりの推進を図るために必要であると認める事項	規定なし				(4)まちづくりに関する提言 (5)その他市長が必要と認めるもの	規定なし	(12)その他市長が市の街づくりの推進を図るために必要であると認める事項	規定なし	・その他は、まちづくり条例の改正などを想定している。	
組織	人数	8人以内 委員長1人、副委員長1人	7人以内 委員長1人、副委員長1人		10人以内 委員長1人、副委員長2人		10人以内 会長1人			
	委員報酬	委員長 日額 9,900円 / 委員 日額 8,800円 (都市計画審議会と同額)	日額 12,000円 (都市計画審議会と同額)		委員長 日額 12,300円 / 委員 日額 9,200円 (都市計画審議会と同額) ※市民公募委員は日額 3,000円、大学教授等の職にある者の報酬は日額 12,300円		会長 日額 12,500円 / 委員 日額 10,700円 (都市計画審議会と同額)			
	構成	学識経験者 4人 市民等 4人 調整部会は、委員のうち学識経験者2人以上、市民等2人以上で構成	学識経験者 4人以内 市民等 3人以内		学識経験者 5人以内 市民 5人以内		学識経験者 8人以内 市民(等) 2人以内 調整会は、審査会委員のうち学識経験者4人以上で構成			
	任期	2年 再任可	2年 再任可		2年 再任可		2年 再任可			